

参考資料編（人権課題「高齢者」）

1 はじめに

急速に進行する高齢化に伴い、様々な問題が生じています。

高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売や財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限により高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

（「みんなの人権 人権ってなんだろう？」（令和元年度版）埼玉県県民生活部人権推進課発行 より）

2 人権課題「高齢者」に関連する国際的な動向

平成 2 年 12 月	国連総会で 1991 年（平成 3 年）より毎年 10 月 1 日は「国際高齢者デー」と定まる。
平成 3 年 12 月	国連総会で「高齢者のための国連原則」が採択される。自立、参加、介護、自己実現、尊厳の 5 つの領域における高齢者の地位について普遍的な基準を設定する。
平成 4 年 10 月	国連総会で平成 11 年を「国際高齢者年」とする決議がされる。
平成 11 年	国際高齢者年。統一テーマは「すべての世代のための社会をめざして」。
平成 27 年 9 月	国連で開かれたサミットの中で「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択される。2016 年から 2030 年までの国際目標を掲げ、高齢者のほか、女性、子供、障害者、先住民等への支援の強化を推進。

（参考 「共に生きる時代へ～高齢社会と人権～」公益財団法人 人権教育啓発推進センター 平成 29 年）

3 人権課題「高齢者」に関連する国内の法令等

平成 7 年 12 月	「高齢社会対策基本法」が施行される。
平成 18 年 4 月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行される。
平成 30 年 2 月	「高齢社会対策大綱」が閣議決定される。

（参考 令和元年度版「人権の擁護」法務省人権擁護局）

4 人権課題「高齢者」に関連する埼玉県の実績

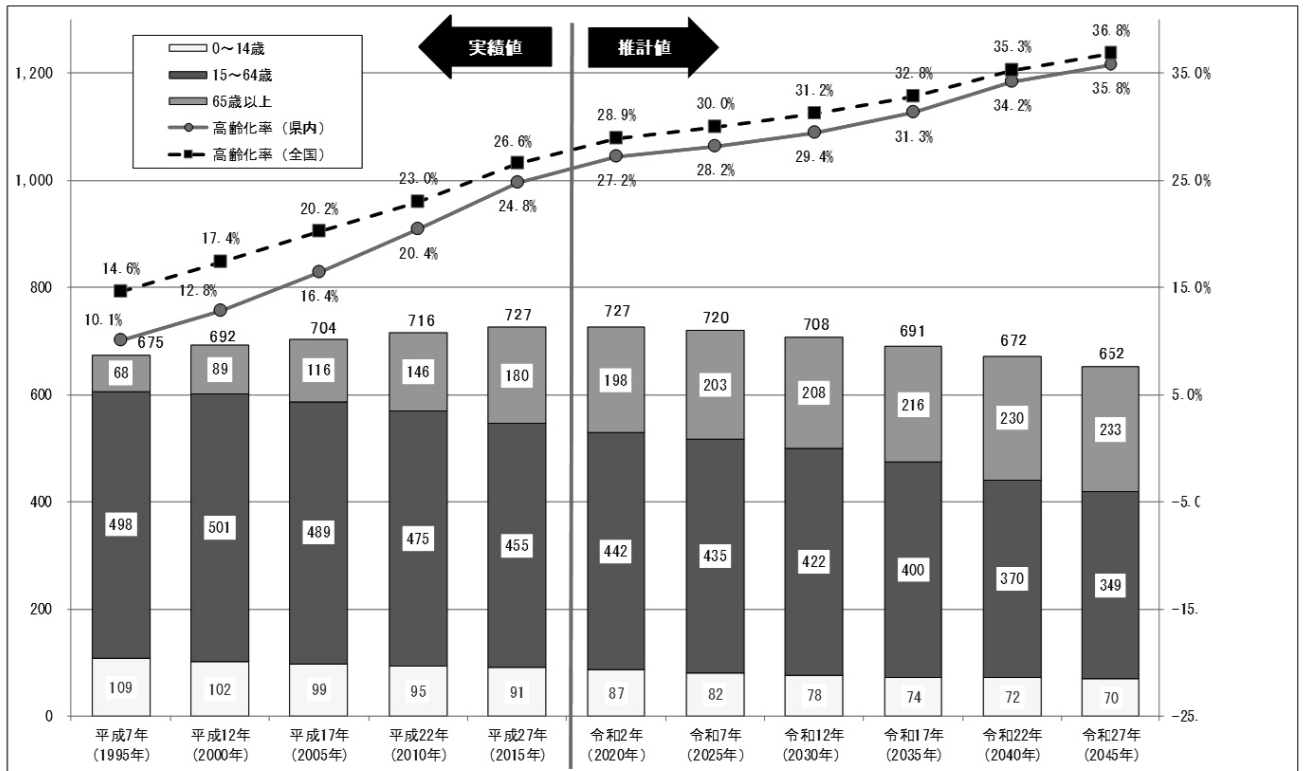
平成 30 年 4 月	「埼玉県虐待禁止条例」が施行される。
平成 30 年 7 月	「第 7 期埼玉県高齢者支援計画 平成 30 年度～平成 32 年度（令和 2 年度）」が策定される。

（参考 埼玉県福祉部福祉政策課HP、埼玉県福祉部高齢者福祉課HP）

5 高齢者の現状と将来推計

（1）埼玉県の将来人口及び高齢化の見通し

平成 27 年の本県の高齢者（65 歳以上）人口は約 180 万人、高齢化率は 24.8% となっています。令和 7 年の高齢者人口は約 203 万人、高齢化率は 28.2% となる見込みです。



出典：1995 年～2015 年：総務省「国勢調査」

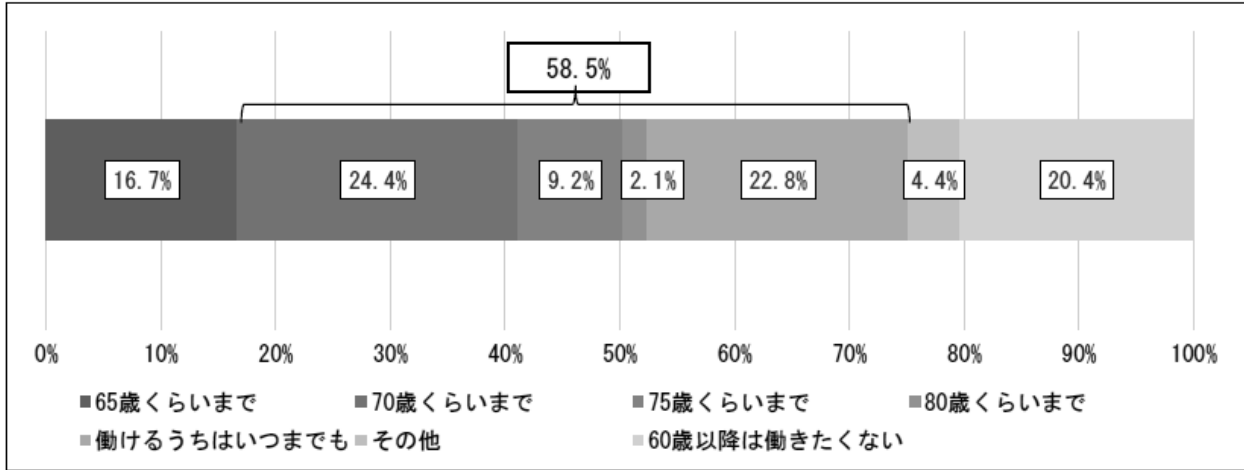
2020 年～2045 年：全国の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年（2018 年）推計）」

埼玉県の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）推計）」

(2) 高齢者の就労希望年齢

平成29年6月に実施した県政サポーターアンケートによると、「少なくとも70歳くらいまで働きたい」と考える方は58.5%となっています。

単位：%

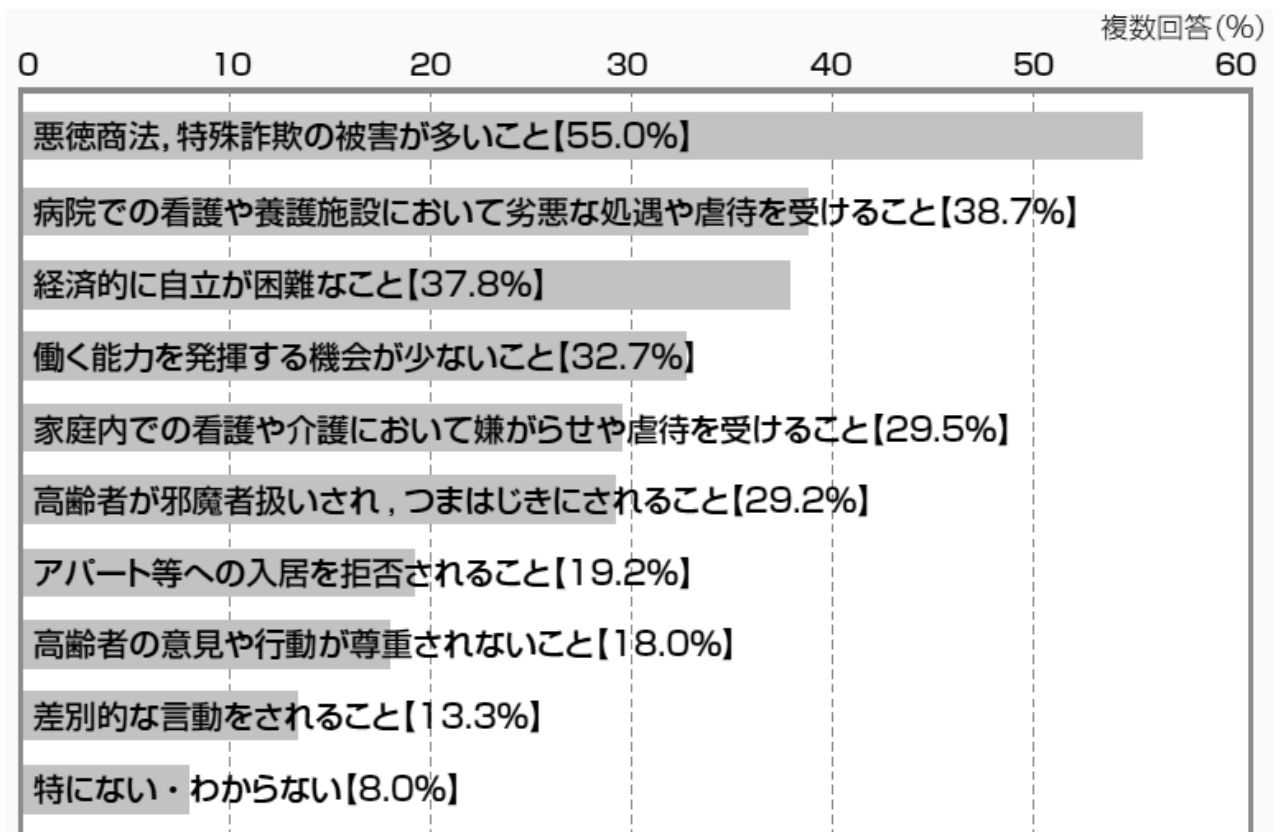


県政サポーターアンケート（平成29年6月）を基にした埼玉県産業労働部シニア活躍推進課調

（「第7期埼玉県高齢者支援計画」埼玉県福祉部高齢者福祉課 平成30年7月 より）

(3) 全国の「高齢者」に関する人権問題

<内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から>
 高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



（令和元年度版「人権の擁護」法務省人権擁護局 より）

6 埼玉県虐待禁止条例

児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年4月1日に施行されました。

(1) 条例の趣旨

- ①児童、高齢者、障害者に対する虐待の禁止並びに虐待の予防、早期発見、その他の虐待の防止等に関する基本理念を定めています。
- ②虐待の禁止、虐待の予防、虐待の防止等における、県、養護者の責務並びに関係団体、県民の役割を明らかにしています。
- ③虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めています。

(2) 基本理念

- ①虐待は、児童等の人権を著しく侵害するもので、いかなる理由があっても禁止されるものであることを深く認識して、その防止等に取り組まなければならないこと。
- ②虐待の防止等は、社会全体の問題として、地域の多様な主体が相互に連携しながら取り組まなければならないこと。
- ③虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最優先とすること。
- ④養護者への支援は、切れ目なく行われなければならないこと。

(参考 「埼玉県虐待禁止条例について」 埼玉県福祉部福祉政策課HP)

7 福祉用具体験備品の貸出し

福祉用具体験備品（高齢者疑似体験セット等）を無料で借りることができます。

○埼玉県ボランティア・市民活動センター

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 2階

電話番号 048-822-1435

※この他、市町村の社会福祉協議会で貸出事業を行っているところもあります。

8 人権課題「高齢者」に関する人権教育の推進

<学校等における推進方策>

- 高齢化の進行を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる。
- 高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進する。
- 優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者として活用する。
- 高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実する。

(「埼玉県人権教育実施方針」 埼玉県教育委員会 より)